写

目議第８４７号
令和８年８月２４日

目黒区議会議長
西　村　ち　ほ

質問通告について

令和８年９月３日開会の第３回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

記

一　般　質　問

質問者氏名　高　島　なおこ
目安時間　５０分

１　区立公園での花火の試行実施の検証について

目黒区ではこれまで個人による区立公園での花火は禁止されていたが、区民からの要望を受け、今年８月、東山公園、中目黒公園、碑文谷公園、衾町公園の４公園において、実施期間、時間帯、エリア等の利用ルールを定め、花火の試行実施が行われた。

現地では、多くの親子が概ねルールやマナーを守って花火を楽しむ姿が見られ、「来年も続けてほしい」「実施公園を拡大してほしい」といった声が寄せられた一方、利用者が集中した時間帯の煙や騒音、一部エリア外での花火、見守りを担った職員の業務負担など、課題も見られた。

そこで、個人における公園での花火の試行実施を受けて、状況や課題を

どのように受け止めているのか。また、今後の継続・拡充への展望について伺う。

2　小・中学校プールにおける熱中症対策のための遮熱設備について

近年、猛暑・酷暑となる日が増え、学校の水泳授業においても、気温や水温、暑さ指数（ＷＢＧＴ）等が基準を超え、授業を中止せざるを得ない状況が生じている。また、猛暑時には水泳授業を見学する児童・生徒を冷房の効いた校舎内等で待機させるなど、各学校が安全確保のための対応を行っているほか、屋外プールの老朽化や維持管理に伴う教職員の負担も課題となっている。

また、区立小・中学校２９校のうち、屋内プールを有する学校や民間スポーツ施設を活用している学校がある一方、多くの学校では屋外プールを使用しており、学校間で水泳授業を取り巻く環境に差が生じている。

学校施設更新まで相当の期間を要する学校については、施設更新を待つだけでなく、当面の熱中症対策を講じるとともに、民間スポーツ施設の活用や学校間でのプールの共同利用など、水泳授業の在り方を検討する必要がある。

そこで、以下について伺う。

（１）区立小・中学校の屋外プールにおいて、子どもたちを熱中症から守るため、遮熱シート・ひさし等の日よけ・遮熱設備を設置してはどうか。

（２）学校施設更新まで相当の期間を要する学校について、民間スポーツ施設の活用や学校間の共同利用などを前倒しして検討し、水泳授業の安定的な実施を確保すべきではないか。

3　部活動の地域展開における課題と今後の方針について

目黒区では、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するため、部活動の地域展開を進めている。現在、東山中学校をモデル実施校として、事業者への委託による部活動支援事業を実施するとともに、部活動指導員の謝礼を増額し、人材確保に努めている。

しかし、モデル実施校の拡大には財源を要し、また生徒数の減少や指導員の不足によって部活動の維持、外部指導員の発掘に苦慮するなど、部活動を安定的に実施する上での課題がある。

そこで、今後の部活動の地域展開について、生徒数が減る中での部活動の維持、指導員の人材確保を含め、区の課題認識と今後の方針を伺う。

４　東京大学との連携による人材育成プログラムを活用した災害対策について

目黒区では、首都直下地震や風水害等に備え、地域防災力の向上に取り組んでいる。首都直下地震では区内の大部分で震度６強、７の揺れが想定され、避難生活者は４７，４４８人に上ると想定されている。

大規模災害時には、災害対策本部の運営や避難所の開設・運営、医療救護等、多岐にわたる対応が同時に求められる。そのため、知識の習得だけでなく、災害時の混乱を想定した実践的な訓練と、継続的な人材育成が重要である。

目黒区では、防災士資格の取得助成を行い、これまでに区民約１２０名、区職員約２００名が防災士資格を取得している。

一方、東京大学生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンター（ＤＭＴＣ）では、災害対策業務を体系的に学び、実践的な能力を認定する「災害対策士」の養成課程が創設されている。

本年８月１８日に視察した同研修では、災害対策本部の運営を想定した実践的なシミュレーション訓練が行われており、自治体等の実際の災害を想定したシナリオが活用されている。

目黒区は東京大学と公民連携に関する基本連携協定を締結しており、「人材の交流・育成」、「地震、風水害、大規模災害時の連携」、「学術研究成果の社会実装」等を連携事項としている。

こうした連携を具体化し、区の災害対応力と地域防災力の向上につなげるため、「災害対策士」の人材育成プログラムの活用や、目黒区独自の災害シナリオを用いた訓練を実施してはどうか。

そこで、以下について伺う。

（１）目黒区の災害対応力の向上のため、危機管理部の職員、災害対策本部に携わる区の職員等が「災害対策士」の人材育成プログラムを活用してはどうか。

（２）研修において目黒区での災害発生を想定したシナリオを設けるよう、東京大学生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンター（ＤＭＴＣ）、一般社団法人災害対策トレーニングセンター支援会（ＤＭＴＣ－ＳＡ）と協議し、目黒区独自の災害シナリオを策定してはどうか。さらに、そのシナリオを活用し、東京大学と連携した災害対策本部の実践的な訓練につなげてはどうか。

質問者氏名　吉　野　正　人

目 安 時 間　　３５分

1　めぐろ区民キャンパス北西空地の今後の活用について、どのように考えているのか伺います。

2　区立学校、幼稚園、こども園、保育園、児童館、学童保育クラブにおける事故対応について

（１）区立学校、幼稚園、こども園における事故発生時の危機管理についてはどのようになっているのか伺います。

（２）保育園、児童館、学童保育クラブにおける事故発生時の危機管理についてはどのようになっているのか伺います。

3　区立中学校部活動地域展開についての現状及び今後どのように取り組んでいくのか伺います。

4　区立小学校、区立中学校ＰＴＡ連合会に対する支援の現状及び今後の支援についてはどのように考えているのか伺います。

5　区費による独自採用教員についての見解を伺います。

質問者氏名　は　ま　よう子

目 安 時 間　　３０分

1　身寄りのない高齢者が安心して暮らせる環境整備について

高齢化や単身世帯の増加により、頼れる身寄りがなく、入院・施設入所から死後事務まで様々な不安を抱える高齢者が増えている。社会福祉法等改正も踏まえ、誰もが最期まで安心して地域で暮らせるよう、相談から生前・死後の支援まで切れ目なく支える仕組みの構築について、以下伺う。

（１）身寄りのない高齢者等の課題は、部署を超えて存在する。高齢福祉、生活福祉、住宅、戸籍、地域包括支援センター、社会福祉協議会など、各部署や機関に分散している状況だ。区として、親族の有無だけでなく、「実際に頼ることのできる人がいない区民」という視点から、社会福祉協議会等に寄せられている相談や対応事例等を横断的に把握する必要があると思うが、どの程度まで把握しているのか、現状を伺う。

（２）今回の社会福祉法等改正法の主なポイントとしては、頼れる身寄りのない高齢者らへの支援として「入院や死後事務などを支える公的支援の新たな制度創設」、「小規模市町村や人口減少地域の実情に応じ、サービスを維持できる柔軟な体制整備を後押しする」包括的支援体制の強化、「資格更新制」を廃止し、研修の時間的・経済的負担を軽減する、ケアマネジャーの資格更新廃止、「災害時の迅速な対応に向け、国による人材登録制度の導入で平時からの支援体制構築」を図る、災害派遣福祉チームの体制整備である。

これまで単身高齢者の方々から死後事務や経済的不安等に関するご相談を受けてきた。単身高齢者の皆様は、不安の中で生きている。不安を抱える身寄りのない高齢者を守るために進められたのが社会福祉法等改正法である。この法改正に伴う新たな終活支援事業の推進について、区はどのような見解を持っているか伺う。

２　障がい者のデジタル就労と行政ＤＸをつなぐ新たな仕事づくりについて

障がいのある方が地域で自立して暮らすためには、一人ひとりの特性や強みを生かし、やりがいと適正な対価につながる仕事を広げることが重要である。行政文書のデジタル化など、行政ＤＸに必要な業務を新たな就労機会として創出し、障がい者を行政ＤＸの「担い手」と位置付け、工賃向上と行政課題の解決をともに実現する取組について、以下見解を伺う。

（１）令和８年度予算書には、公園図面の電子化として１７５万９千円の予算が記載されている。区役所、教育委員会、学校、図書館、区関連施設など、現在各課・各施設が個別に民間事業者等へ発注している紙文書や図面、台帳等について全庁的に調査し、障がい者就労施設等へ発注できる仕事がどの程度存在するのか、調査する意向はあるか伺う。

（２）目黒区の令和６年度における障がい者就労施設等からの調達実績は、１０１件、１，７０４万６，７７０円となっている。一方、その内訳を見ると、「情報処理・テープ起こし」は、わずか１件、５万７，２００円にとどまっている。今後さらに障がいのある方の工賃を引き上げ、働く選択肢を広げていくためにも、より付加価値の高い仕事を行政自身が生み出していく視点が必要だと考えている。

行政文書のデジタル化、スキャニング、ＯＣＲによる文字データ化、入力内容の確認、データ照合、ファイル整理などは、行政ＤＸを進める

上で今後ますます必要となる業務である。

本区の障がい者優先調達について、行政ＤＸに関わる情報処理や公文書デジタル化など、高付加価値な役務を新たな調達分野として積極的に開拓していくべきであり、その第一歩として、各所管が現在民間事業者等へ発注しているデジタル化、データ入力、文書整理等の業務を全庁的に把握し、その中から障がい者就労施設等へ発注可能な業務を抽出する取組を進めることについて、区の見解を伺う。

質問者氏名　金　井　ひろし

目 安 時 間　　３０分

１　移動支援における、「身体介護なし」の課題と支払いサイクルの迅速化について

（１）移動支援における、「身体介護なし」の課題についてですが、移動支援の支給決定には「身体介護あり」と「身体介護なし」の２種類があり、必要な時間数に応じて月に使える時間を区が決定します。それぞれ身体介護ありの場合は１時間４，５２４円で、身体介護なしだと２，２０６円です。

ここで課題となるのが、この単価の開きがあるため、区が支給決定をしても事業者が見つからない、事業者側もヘルパーに給料・交通費を払うと赤字になる可能性もあり躊躇している、とのことで、一番必要な利用者としては支給決定がされても受けてくれる事業者がいないということです。この課題について区の認識と解決に向けた所見を伺います。

（２）支払いサイクルについてですが、事業所が移動支援サービスを提供した後、本区へ請求を行い、実際にその報酬が口座に入金されるまでに、本区ではおよそ２か月かかります。事業者側の資金繰りを考えると、迅速に対応ができないか区の見解を伺います。

２　障害者雇用と法定雇用率の遵守及び今後の就労支援施策について

（１）今年度は目玉施策「オフィス・サポートセンター」の設置・運営が開始されました。まだ始まったばかりの事業ですが、これまでの運営について、現在までの評価と課題を伺います。

（２）国や地方公共団体の法定雇用率が本年３．０％に引き上げられたこと

に鑑み、今後の就労支援施策についての展望と、知的障害者の雇用について伺います。

3　中小企業のための融資あっせん制度について

いわゆるＮＰＯ法人や一般社団法人という法人格だとこの融資あっせん制度が適用されないという話を聞きました。確かに立ち上げやすさや、資本金がいらない法人もあります。しかしながら、事業を何年にもわたり継続していること、さらに業績が伸びることでの運転資金は必要になってきます。中小企業のためと言うのであれば、法人格で判断せず、事業の継続等で判断するという考えはないか、区の見解を伺います。

質問者氏名　岩崎　ふみひろ

目 安 時 間　　５５分

1　介護保険制度の下での負担の軽減を

介護保険制度は２０００年４月の制度開始から２６年がたった。国民の期待を受けてスタートした制度だが、制度の改悪や人材不足と事業所の撤退・廃業など「介護崩壊」などと言われる事態になっている。高齢者にとって、介護保険料など家計への負担も重くなり、様々な課題を解決していかなければならない。現在、第１０期介護保険事業計画の策定作業が進められているが、以下３点について伺う。

（１）介護保険料の負担軽減について

ア　第１号介護保険料の基準額の引き下げを

６５歳以上の第１号介護保険料の基準額は、制度発足当時と比べ、目黒区では１．８６倍に引き上がっている。物価高騰や住宅費の負担が増えている中で、第１号介護保険料の基準額を引き下げるべきだが、伺う。

イ　介護保険料の独自減額の周知を

所得が少なく介護保険料の支払いが困難な区民には、介護保険料の２分の１相当額が減額される制度がある。毎年、１０人を超える程度の利用にとどまり、周知を強化すべきと考えるが、いかがか。

（２）介護サービスの調整を担うケアマネジャーの待遇改善を

介護職員とともに介護保険制度でサービス調整を担うケアマネジャー

（介護支援専門員）の人材不足も顕著になっている。その背景には待遇の悪さと過酷な業務実態がある。ケアマネジャーの法定以外の業務の見直しと負担軽減を進めるため、区として実態把握と必要な業務改善などの事業者支援に踏み出すべきだが、いかがか。

（３）介護職員とともにケアマネジャーの基本報酬の増額を国に対して要請すること

今年度の介護報酬の期中改定では、介護職員だけでなくケアマネジャーなどにも処遇改善加算が新設された。しかし、大幅な基本報酬の増額改定がない限り、介護職員やケアマネジャーの人材不足や待遇改善は進まない。国に対し、大幅な基本報酬の増額を要請すべきだが、いかがか。

２　災害時要配慮者支援の一層の推進を

熊本地震は猛暑の中、停電や断水が続き、熱中症の危険性が差し迫った未曽有の災害となった。また、千葉県の集中豪雨は住宅の浸水や道路の冠水などで多くの被害が出た。常時から災害対策を強化していかなければならないが、特に夏場は大地震や集中豪雨などによる複合災害のリスクが大きい時期であり、特に高齢者や障がい者など災害時要配慮者への支援の重要性が一層増している。そこで、以下伺う。

（１）避難行動要支援者名簿の登録、個別支援プランの目標達成を

避難行動要支援者名簿の登録・作成を進め、個別支援プランの作成を一層強化すべきであり、当面、今年度中に現行の保健医療福祉計画で示されている登載者名簿への登載率６５％、個別支援プランの新規・更新作成の件数３，５００件を達成すべきだと考えるが、いかがか。

（２）福祉避難所はじめ福祉施設や事業所などへの援助強化を

災害時要配慮者がいち早く避難できるよう、福祉避難所の更なる増設や宿泊施設などの確保、区内の民間福祉施設や福祉サービス事業所を含め、飲料水、食料をはじめとした備蓄等の整備など、避難所と要配慮者支援機能の整備への援助を抜本的に拡充すべきであるが、伺う。

（３）５か所ある地域包括支援センターの拡充を

地域包括支援センターは災害時の要支援者対応や介護を支え、福祉と子育てなど相談支援と地域づくりの拠点である。地域福祉審議会の答申でも指摘されているように、今後も地域包括支援センターの役割は重要になる。災害時要配慮者への支援という役割も欠かせず、センターの増

設ないしブランチの設置など、一層拡充すべきだが、いかがか。

3　樹木の保全と倒木・落枝による事故を未然に防ぐ管理を両立させることについて

現在、街路樹や公園などの樹木の倒木による事故が増え、死亡事故なども起きている。倒木や落枝から事故を未然に防ぐ対策が必要である。一方、猛暑による熱中症の増加が深刻な下、街路樹は木陰をつくって日差しを遮る、また、植物の呼吸・大気汚染物質の吸着により空気を浄化させるなど、ヒートアイランド現象を緩和させる効果もある。樹木の保全と事故を防ぐ管理を両立させる必要がある。そこで、以下伺う。

（1）区の樹木の伐採判断の基準と考え方について

平成２６年度の東京都街路樹診断マニュアルでは、「腐朽空洞率が断面の５０％を超えた場合には、落枝や倒木となる確率が極めて高くなるため、精密検査などにおいて腐朽空洞率５０％以上の数値が出た場合は不健全とする」との判断基準だったが、令和３年度のマニュアルでは、総合判定で不健全とする場合には腐朽空洞率５０％以上は「参考基準値」とした。腐朽空洞率についての都のマニュアルが変化した下で、現在、区の樹木の伐採判断の基準と考え方について伺う。

（2）構造的に強い樹木をどう育てるか

地球温暖化やヒートアイランドが激化する中で、個々の高木の樹冠拡大が必須になっているが、それとともに暴風雨に耐えうる樹形管理・育成も大きな課題であり、構造的に強い樹木を育てるためにどういう方策をとっていくのか、伺う。

4　原町一丁目９番地区防災街区整備事業は住環境に配慮を

７月に当該地区の防災街区整備事業準備組合の説明会が行われた。この地区の「防災施設建築物」の計画は住宅と店舗の併設ビルとして、高さの最高限度を３９．６ｍと定め、地上１１階建ての３７．５ｍの建築物を建設するというものである。この計画について、周辺の住民から住環境への影響について不安の声が上がり、要望書が提出されている。そこで、以下伺う。

（1）「防災施設建築物」の高さについて

準備組合は「防災施設建築物」の高さについて、「４００％の容積率を目いっぱい使いたいので１１階建ては譲れない」としているが、周辺

住民からの要望書では、同じ防災街区整備事業によって建てられた７、８番街区の９階建てビルよりも高く設定され、日照への影響や一層の強風にさらされるなど「利用者、子どもたちの安全に深刻な影響を及ぼしかねない」としている。区は周辺の住環境への影響についてどう考えているか、伺う。

（２）低層を基本とした街づくりに

西小山駅周辺地域ではこれまで、大型再開発によるタワーマンション建設計画が提案されたことがあったが、「西小山らしさ」といえる地域の魅力が損なわれると、考え直された経緯がある。建物の密集した地域であり防災性の向上はもちろん必要だが、地域住民の生活環境や安全性に配慮し、低層を基本とした付近の商店街や住宅と調和した街づくりを目指すべきだが、いかがか。

質問者氏名　増　茂　しのぶ

目 安 時 間　　３０分

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は２０２４年に施行され3年目を迎えている。女性への支援を充実させることは、女性一人ひとりの困難に寄り添うだけでなく、複合的な困難を抱える人を支える福祉全体の充実にもつながると考え、以下質問する。

１　女性支援法を活かすための庁内連携について

（１）困難な問題を抱える女性への支援には、複数の所管が関わるケースもある。目黒区では、こうしたケースについて、所管をまたいで情報を共有し、必要な支援につなぐ仕組みがどのように機能しているのか。また、現場で連携する上での課題は何か伺う。

（２）全職員が女性支援法の趣旨や、困難な問題を抱える女性を女性相談支援員につなぐことの重要性を共有し、その上で、窓口職員や相談業務に携わる職員には、より実践的な研修を行うなど、段階的な研修・周知を進めてはいかがか。

２　女性相談支援員を支える仕組みづくりについて

女性相談支援員が、困難なケースについて専門的な助言や指導を受けられるスーパービジョンなど、相談員を支える仕組みを設ける必要があると

考えるが、いかがか。

3　民間団体との連携について

女性や生活上の困難を抱える方を支援している民間団体を、区としてどの程度把握しているのか。また、そうした団体との情報交換や意見交換の場を設けているのか伺う。

質問者氏名　鈴　木　まさし

目 安 時 間　　５５分

1　目黒区観光ビジョンの改定について

目黒区観光ビジョンは、平成２７年度から概ね１０年間を対象期間として改定され、観光まちづくりの進捗状況や社会状況にあわせ、必要に応じて見直しを行うとしています。改定から１１年余りが経過し、社会状況や観光の実態は大きく変わってきています。目黒区観光ビジョンは、こうした変化を踏まえて改定時期を迎えていますが、区の改定方針を伺います。

2　ウェアラブルデバイスを活用した健康づくりについて

ウェアラブルデバイスは、スマホの次の身近なインフラになると言われており、日常生活の中で無理なくデータが蓄積されて、生活習慣病予防や介護予防に役立つ端末であるため、医療や介護人材不足への対策にもなります。ウェアラブルデバイスを活用した健康づくりを推進してはいかがでしょうか。

3　創業支援の強化について

目黒区は創業を目指す区民への支援を強化するため、産業競争力強化法に基づく「創業支援計画」を策定し、平成２８年１月に国から認定を受けました。令和６年１２月には、変更計画の認定を受けて、実践めぐろ創業塾を開設し、創業した区民は３５名にのぼります。今後、特定創業支援等事業による創業者に対し、一定期間の伴走型支援に取り組んではいかがでしょうか。

4　個別最適な学びの充実について

目黒区では、全ての区立小学校と中学校４校で研究開発学校の指定を受けて、個別最適な学びの充実、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保に向けた様々な取り組みを行っています。この個別最適な学びを充実させる

ためには、教員が児童・生徒と向き合う充分な時間を確保しなければなりません。そのためには、用務等業務の外部への業務委託と校務ＤＸの推進による事務負担の軽減が有効な取り組みとなります。

（１）令和７年度に東山小学校と第十中学校の２校で業務委託を先行実施しました。その結果、得られた知見と今後の方針について伺います。

（２）令和６年９月から校務システムにクラウドツール「Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ３６５」を導入し、校務ＤＸに取り組んでいます。さらに、次世代校務ＤＸ環境の整備を推進してはいかがでしょうか。

質問者氏名　上　田　あ　や

目 安 時 間　　３０分

1　放課後の子どもの居場所について

目黒区は令和３年３月策定の「目黒区放課後子ども総合プラン推進計画」に基づき、小学校内での学童保育クラブとランランひろばの整備・一体的運営を進めており、令和８年度には全小学校で開設した。今回、区内の運営状況を視察して見えた課題を踏まえ、以下３点を伺う。

（１）補助金制度の適用・運用の差について

ア　区内事業者に与える影響について

学童保育クラブとランランひろばについては、国や東京都による複数の補助制度が設けられている。そのうち、運営事業者の負担軽減につながる制度として、学童保育クラブでは、「放課後児童支援員等処遇改善事業」等が活用されている。一方、ランランひろばについては、運営事業者の負担軽減につながる制度がなく、両事業の間で活用できる補助制度や補助額に差が生じている。

特に懸念されるのが、今年度、東京都が創設した「学童クラブ従事職員宿舎借り上げ支援事業」である。こちらは学童保育クラブ職員のみが対象で、ランランひろば職員は対象外とされている。

そのため同一法人内で月額８万～９万円程度の処遇差が生じかねず、今後の職員配置に影響が出るおそれがある。また、区内全体でも、待遇差の大きさから、ランランひろば職員が区内外の学童保育クラブへと転職し、人材不足が悪化する懸念がある。

そこで、両事業を一体的に運営するに当たり、こうした国・都補助金の扱いの差が区内事業者に与える影響について、区の認識を伺う。

イ　区に与える影響について

国及び東京都には、区の財政負担を軽減する仕組みとして、学童保育クラブを対象に、「東京都認証学童クラブ事業費補助」等、複数の補助制度が設けられている。一方、ランランひろばで活用できる補助メニューは「放課後子ども教室事業費補助」に限られている。

国は「放課後児童対策パッケージ２０２６」において、放課後児童クラブと放課後子供教室との交流を強力に推進する方針を示している。しかし、こうした一体的な運営が求められる一方で、財政支援の面では、学童保育クラブとランランひろばとの間に大きな差がある。

本来的には、それぞれの事業を個別に捉えて補助するだけではなく、目黒区が「放課後子ども総合プラン」として一体的に実施する事業全体に対して、柔軟に補助制度を活用できる仕組みが望ましいと考える。

そこで、区として学童保育クラブとランランひろばの一体的な運営を今後さらに進めていくに当たり、実際の事業運営に即した、より柔軟な補助制度の活用が可能となるよう、国や東京都に対して制度の拡充や運用の見直しを働きかけていく考えがあるか伺う。

（２）学童保育クラブの受け入れ環境の確保について

区は待機児童対策として学童保育クラブの受け入れ人数を拡大しているが、一部の学童保育クラブからは次の声を伺っている。「ＰＴＡ室を借りられる日数は増えたが、それでも待機場所が足りない。学校から毎日違う部屋を借りており、前日夕方の調整など手続が煩雑なうえ、学校行事で使えない日もあり運営が安定しない。学童保育用の専用室を増やしてほしい。」

そこで、区内運営全事業者へ受け入れ環境のヒアリングを行い、必要に応じて専用室を確保する考えがあるか伺う。

（３）体調不良児童への対応環境について

区内の一部学童保育クラブには、面積の制約から床に直接マットレスと布団を敷いて対応している救護スペースがある。

学校保健室のベッドを使用するなど、より子どもの体調に配慮した養護環境の確保のため、学校の協力が必要と考えるがいかがか。

２　学校設置の救助袋について

（１）区立小・中学校設置の救助袋の種類（斜降式・垂直式）について

【書画カメラ使用】

救助袋には垂直式救助袋と斜降式救助袋がある。斜降式救助袋は、展開時に地上側の固定具に救助袋を固定する必要があり、その作業を行う人員の確保が求められることなど、いくつかの課題がある。

区立小・中学校に設置されている救助袋につき、斜降式・垂直式それぞれの設置状況を伺う。

（２）垂直式救助袋への順次切替について

斜降式救助袋について、建物の構造や設置条件等を踏まえつつ、更新時などを捉えて、可能なものから順次垂直式救助袋に切り替えていくべきと考えるが、区の見解を伺う。

（３）訓練の実施について

救助袋の種別にかかわらず、実際に救助袋を展開し、使用手順を確認する実践的な教職員向けの訓練が不可欠と考えるが、区の見解を伺う。

（４）区立小学校における具体的な懸念事例について

区内のある小学校においては、教室側の救助袋の手前にピアノ等の物品が並べられており、緊急時に救助袋を直ちに使用することができないおそれがある。

区として、区立全小・中学校において、救助袋の設置・管理状況を確認し、必要に応じて改善に努めるべきだと考えるが、区の見解を伺う。

質問者氏名　川原　のぶあき

目 安 時 間　　３５分

１　未来を切り開く改革へ挑み、わくわく・どきどき、希望が広がる「めぐろ」へ

（１）経営・財務マネジメントの育成について

人口減少社会が到来し、限られた財源で、山積する行政課題に挑み、区民福祉の増進を図っていくには、これまで以上に「人材」が重要だ。１０年先、２０年先の未来を見つめ、持続可能な行財政運営を行っていく必要があり、経営的視点、財政に明るい人材の育成が欠かせない。そ

こで、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を積極的に活用して、経営・財政マネジメントに強い職員を計画的に育成し、専門的な知識・ノウハウを蓄積していくべきと考えるが、見解を伺う。

（２）区有施設見直し方針・計画について

現在、改定作業中の区有施設見直し方針・計画については、今だけを見るのではなく、１０年先、２０年先の未来を見据え、施設の在り方そのものを大胆に見直していく必要がある。これまでの「ハコもの」や行政分野ごとの縦割りという発想から脱却し、そこで何を実現するのかという視点に立った大胆な「縮充」に取り組むことが肝要である。そして、施設の再編によって生み出された財源や空間を、子ども、文化、福祉、地域コミュニティなど、区民が「わくわく・どきどき」するような新たな事業や未来への投資に振り向けていくことが重要である。そこで具体的に２点提案する。

ア　区立図書館の再編成について

現在、区内には８つの区立図書館があるが、人口減少やデジタル化が進む中、将来にわたり８館体制を維持することが最適なのか、改めて検討する必要がある。例えば、中央機能を担う図書館を核として整備するとともに、駅前立地の中目黒駅前図書館を、乳幼児と保護者が気軽に訪れ、絵本に親しみ、安心して過ごせる「こども・絵本図書館」へ機能転換する。一方、その他の図書館については、廃止を含めた再編を検討し、そこで生み出される財源や施設を、図書費の拡充、デジタル資料の充実、子ども・若者への読書支援、新たな行政需要への対応などに活用すべきと考える。単に「図書館を減らす」のではなく、「未来の目黒に必要な図書館機能へ再編する」との視点に立ち、将来の人口動態や利用状況、施設更新費等を踏まえ、８館体制の見直しと、廃止を含めた再編・機能転換を検討すべきと考えるが、区の見解を伺う。

イ　美術館という「館」から「空間」へ。芸術・文化のまち「めぐろ」へ

これからの目黒区の芸術・文化事業は、「美術館というハコを持つ」ことにとらわれず、区内の様々な場所を活用し、まち全体を芸術・文化の「空間」としていく発想への転換が必要と考える。そして、施設の再編等によって生み出された財源や空間を、ワークショップや子どもたち

が本物の芸術に触れるアウトリーチ事業の拡充、さらには目黒から世界へ羽ばたく芸術家の支援など、未来への投資に振り向け、「美術館」という一つの「館」から「まち全体がミュージアム」となる芸術・文化事業へ転換すべきと考える。

区有施設の見直しを単なる施設削減・経費削減に終わらせず、生み出された財源や空間を新たな芸術・文化事業への投資につなげ、「芸術・文化のまち『めぐろ』」を目指す考えについて、見解を伺う。

2　区民一人ひとりの「移動したい」を叶える公共交通政策へ

（1）「交通空白」の実態把握について

「交通空白」を、単に公共交通が存在しない地域として捉えるのではなく、高齢者、障がい者、子育て世帯、免許返納者など、同じ地域に暮らしていても、年齢や身体状況、生活環境によって移動の困難さは異なる。また、早朝や雨天時など、時間帯や天候によって移動手段を確保しにくい場合もある。そこで、地域ごとの公共交通の状況に加え、区民一人ひとりの移動実態やニーズを把握するため、改めて区民を対象とした調査を実施すべきと考えるが、見解を伺う。

（2）地域公共交通計画の作成について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地域公共交通計画の作成が努力義務とされている。区民の移動実態やニーズを把握した上で、法定協議会を設置し、「地域」と「人」の双方の視点から、目黒区の特性に応じた地域公共交通計画を作成すべきと考えるが、見解を伺う。

（3）目黒区版ライドシェアの導入検討について

高齢者、障がい者、子育て世帯など、移動に支援を必要とする区民や、早朝、雨天時などタクシーが利用しにくい場合など、既存の公共交通だけでは移動の希望を叶えにくい場面がある。そこで、運転が好きで、自家用車を活用して地域貢献をしたい区民の力を生かし、目黒区独自の新たな移動手段として「目黒版ライドシェア」の導入を検討してはどうか。区民一人ひとりの移動ニーズに応えるため、既存の制度の枠にとらわれず、目黒区の地域特性に応じた新たな移動サービスを創設する考えについて、見解を伺う。

質問者氏名　橋本しょうへい
目安時間　３５分

1　基本計画の進捗について

目黒区基本計画が今年度末で折返しとなり、振り返りとなる今年度は区で満足度調査も行っている。

基本計画は様々な計画の上位に位置付けられており、そのうちいくつかは今年度に改定を迎えることからも、この基本計画の進捗についての区の認識を明らかにするとともに、区の職員の皆さんには前例踏襲や他の自治体との横並びだけではなく、様々なアイディアを出しながら行動し続けていただきたいという思いも込めて質問していく。

なお、基本構想にも、「これまでの仕組みや慣行にとらわれない、果敢に変革に挑戦できる人材を育成・活用し、限られた行政資源の中でも効率的で将来にわたって持続可能な行財政運営を推進していきます」と運営方針の中で示されている。

（１）各政策における「区政評価指標」について

各政策では「区政評価指標」として「～だと思う区民の割合」といったように、区民の実感を目標にしたものが中心となっている。

ただ多くの政策については、今年６月に行われた区民満足度調査の中間報告（速報）を見ると、「わからない」という回答が令和３年１１月と比べてなかなか減らず、数値の達成はこの点をどう考えるかという点も大きな課題になると思われる。また一方で、「わからない」という回答を除くと肯定的な評価の割合が増えているものが多い。基本計画の後半の５年間、目標設定の在り方についてどのように考えるか。現段階での大まかな方向性で構わないので、評価指標の在り方については堅持するのか、それとも柔軟に対応するのか、こうした所も含めて伺う。

（２）各施策における「成果指標」について

各施策については「成果指標」として、「区政評価指標」よりも目に見えやすい、より定量的な性質を持つ数値を掲げている。ただこちらも、このままでは残り半分の期間で実現が厳しそうに見えるものもある。そしてそれだけでなく、時代の変化、あるいは基本計画の策定当時には前例のなかった新たな取組によって、場合によっては成果指標についても

柔軟な対応が必要になることも考えられる。

特に基本計画の５ページには「第４計画の期間、進行管理」として「計画の内容は、計画期間中においても必要に応じて見直しを行い、大幅な状況変化が生じた場合には改定します」という記載に加えて、「進捗状況の点検・管理を行いながら、効果的な計画の推進につなげ、基本構想に掲げるまちの将来像を実現していきます」とある。成果指標の数字や各施策そのものについての考えも伺う。

（３）人財育成での視点

基本計画２７ページ「方針３未来を見据えた持続可能な行財政運営」には５段落目に職員の意識改革として、「前例にとらわれず広い視野でスピード感をもって柔軟に対応していくことが求められています」とも書かれている。基本構想にも「これまでの仕組みや慣行にとらわれない、果敢に変革に挑戦できる人材を育成・活用」するということが「まちの将来像」に続く「構想実現のための区政の運営方針」として書かれている。

実際に計画策定時には、現状から積み上げて１０年後の目標を策定するのではなく、おおよそ２０年先に目指す「まちの将来像」から逆算して目標を定めたのではないかと思われる数字が「区政評価指標」や「成果指標」で見られた。これまでの仕組みや慣行にとらわれないようにしていこう、という思いを感じた。

ただ、振り返るのが５年という頻度だとどうしても長い。実施計画に選定された事業でも、見直しは３年に一度となる。進捗の確認をする機会をどう組み込んでいくのか、考えを伺う。

以　　上